

# かずさ水道広域連合企業団公募型プロポーザル方式実施要綱

令和4年7月8日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、かずさ水道広域連合企業団が発注する建設工事、製造の請負、工事中材料の買入れ、測量、印刷等の業務委託、物品の購入又は借入れ等の業務（以下「業務」という。）のうち、高度な知識、構想力、技術力、応用力等が要求されるものの契約に当たり、当該業務を請け負う者を公募し、提案資格があると認めた者から提案を受け、意欲、技術的な能力等を総合的に評価し、最適な事業者を特定するための公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 プロポーザルの対象となる業務（以下「対象業務」という。）は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 標準的な積算基準を有しないもの
- (2) 広範囲かつ高度な知識と豊かな経験を必要とするもの
- (3) 新たな技術や解析などを採用する先例の少ないもの
- (4) 価格のみによる競争では、所期の目的を達成できないもの
- (5) その他プロポーザルにより執行することが適当であると広域連合企業長が認めるもの

(委員会の設置)

第3条 対象業務を所管する課等の長（以下「所管課等の長」という。）は、プロポーザルを実施するに当たり、事業者の特定を厳正かつ公正に行うために、プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 所管課等の長は、委員会を設置するため、プロポーザル委員会設置要領を作成するものとする。

(実施要領の作成)

第4条 所管課等の長は、プロポーザルを実施するに当たり、次に掲げる事項を記載した実施要領を作成し、委員会の承認を受けるものとする。

- (1) 業務の概要（業務名、履行期間、業務内容等）
- (2) 実施スケジュール

- (3) 参加資格要件
- (4) 実施時の公表事項及び方法等
- (5) 参加表明書等（提出書類、受付期間、記載内容等）
- (6) 企画提案書等（提出書類、提出期間、記載内容等）
- (7) 質問及び回答（提出期間、提出方法、回答方法等）
- (8) 評価基準（評価項目、評価基準、配点、上限額等）
- (9) 結果について（通知方法、公表事項及び方法等）
- (10) その他必要と認める事項

（プロポーザルの実施）

第5条 広域連合企業長は、プロポーザルを実施するときは、前条第4号に規定する公表事項及び方法等により公表するものとする。

（参加表明手続）

第6条 プロポーザルに参加をしようとする者は、第4条第5号に規定する参加表明書等を提出しなければならない。

（参加資格の確認）

第7条 委員会は、前条の規定により参加表明書等を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、第4条第3号に規定する参加資格要件を満たす者であるかを確認するものとする。

2 広域連合企業長は、参加表明者に対し、前項の確認の結果を書面により通知するものとする。この場合において、参加資格要件を満たす者であると認めなかったものに対しては、その理由を付するものとする。

（企画提案書等の提出要請）

第8条 広域連合企業長は、前項の確認により参加資格要件を満たす者であると認めた参加表明者に対し、企画提案書等の提出要請を行うものとする。

（提案者の特定）

第9条 委員会は、前条の規定により企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）について、第4条第8号に規定する評価基準に基づき評価を行い、対象業務において最適な提案者を特定する。

2 広域連合企業長は、提案者に対し、前項の特定の結果を書面により通知するものとする。こ

の場合において、対象業務において最適な提案者として特定しなかったもの（以下「非特定者」という。）に対しては、その理由を付するものとする。

3 前項後段の場合において、非特定者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

（契約及び仕様書等）

第10条 広域連合企業長は、対象業務において最適な提案者として特定したもの（以下「特定者」という。）と、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第2号に規定する随意契約により契約を締結するものとする。

2 所管課等の長は、仕様書等を作成する場合は、特定者の提出した企画提案書等の内容を反映させるものとする。また、仕様書等を作成するに当たり、特定者と意見交換ができるものとする。

（結果の公表）

第11条 広域連合企業長は、プロポーザルの結果について、第4条第9号に規定する公表事項及び方法等により公表するものとする。

（実施上の留意事項）

第12条 プロポーザルへの参加に要する費用は、事業者の負担とする。

2 事業者が提出した参加表明書等、企画提案書等（以下「提出書類」という。）は、参加資格の確認、提案者の評価及び結果の公表以外の目的には使用しないものとする。ただし、第10条の規定により契約を締結した後においては、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号）に基づき何人も開示の請求をすることができるものとする。

3 提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該提出書類を無効とする。

4 広域連合企業長は、前項に掲げる提出書類を提出した事業者について、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第26号）の規定に基づき指名停止を行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。